

## 審問委員会規定

- 第1条 この規定は組合規約第52条による処罰規定第5条により設ける。
- 第2条 審問委員会(以下委員会という)の構成は次の通りとする。
1. 審問委員長 1名
  2. 審問委員 3名
- 第3条 審問委員(以下委員会という)は組織強化運営委員が兼任する。
- 第4条 第3条により選出された委員は委員の互選により審問委員長(以下委員長という)を選出する。
- 第5条 委員会が答申に必要な事情を聴取するために当該事件関係者の出席を求める時はそれを拒むことはできない。
- 第6条 委員長は委員会を主宰し調査審問に当たる。
- 第7条 委員は委員長の指示に従い調査審問を行う。
- 第8条 委員長は委員会の決定を大会に答申しその経過を報告しなければならない。
- 第9条 委員は委員会において慎重に討議の上審問にあたらなければならない。
- 第10条 委員の任期は本組合の定期大会より翌年度定期大会までとする。  
但し、再選を妨げるものではない。
- 第11条 委員会は聴取審問速記録作成のため書記をおくことができる。
- 第12条 当該関係者の出張旅費は組合の旅費規定による。
- 第13条 当該要件を申立てようとする者はすべて文書をもって記名捺印の上委員長に提出するものとする。
- 第14条 委員長は申立書を受理した日から1週間以内に執行委員長に報告すると共に被申立人に対しては申立理由を添えて申立のあったことを通知しなければならない。  
被申立人に対する通知は当該支部長を通じて行うものとする。
- 第15条 委員長は被申立人に通知した日から2週間以内に委員会を招集し必要な手続きをとらなければならない。
- 第16条 審問委員が弾該される場合、或は当該事件の直接関係者である場合は審問委員の資格を失うものとする。
- 第17条 被申立人は委員会において弁明することができる。
- 第18条
1. 被申立人は、何時でも弁護人を選任することができる。
  2. 弁護人は、日清製粉労働組合の組合員の中からこれを選任しなければならない。
- 第19条 被申立人が正当な理由なくして欠席した場合は出頭しているものとして所定の審議を進めることができる。
- 第20条 申立人、被申立人と共に証人の申請証拠の提出、または反対証言するすべての証人に対し質問することができる。
- 第21条 委員会は原則として公開する。
- 第22条 委員長は委員会に出席したすべての者の行為に対してこれを統制する権限を有する。
- 第23条 委員会は審問終了後1週間以内に中央執行委員長に経過を報告し大会に答申書

を提出しなければならない。

第 24 条 この規定は昭和 29 年 9 月 26 日より実施する。

(H5.8 改定) (H20.8 改定) (H21.8 改定) (2019.8 改定) (2024.8 改正)